

# イベリア半島における「コミュニケーションの正常化」と CEFR（ヨーロッパ言語参照枠）の弱小少数言語保全への適用可能性

寺尾 智史  
teraosatoshi@gmail.com

キーワード： 言語正常化 領域性（テリトリアリティ） 公共圏と言語  
CEFR ヨーロッパ言語参照枠

## 1. はじめに

言語正常化 *La normalització lingüística* ということばは、1960年代、スペイン北東部のカタルーニャ地方（現自治州）で生まれたことばである。当時、スペイン内戦終結（1939年）以来、スペインに独裁制を敷いてきたフランコ（生没年1892–1975年）政権末期、独裁者の老化に従う形で統制がやや緩み、それまでの地域言語弾圧政策が「政治化しない保全運動」の黙認に方向転換する時代背景にあった。

言語正常化という概念は、カタルーニャ地方の中心都市であるバルセロナに集った社会言語学者のグループである「カタルーニャ社会言語学派」の代表であったアラシルによってその支柱が組み立てられた。

「言語正常化」の理念構築にあたって、まず持ち出されたのはファーガソン（Ferguson, 1959:325-340）によって定型化された「ダイグロシア」の概念である。ファーガソンは、ひとつの言語共同体内部において、日常会話で用いられる諸変種を上下関係で従える格好で規範化された「超変種」が厳然と存在しているとき、その階層的な並存状態を「ダイグロシア」と呼びならわした。そして、ダイグロシアを構成する成分として、日常会話の諸変種を「低位変種（L変種）」、規範化された超変種を「高位変種（H変種）」と位置付けた。この図式に当てはまる例として、ファーガソンが具体的例として挙げたのは、以下の通りである。

- ・スイスのドイツ語圏における「L」の立場のスイス・ドイツ語と「H」の立場の標準ドイツ語
- ・ハイチにおける「L」ハイチ・クレオール語と「H」フランス語
- ・現代ギリシア社会における「L」民衆語（ディモティキ）と「H」古典語（カタレヴサ）
- ・アラビア語圏各地における「L」話しことばとしてのアラビア語（平俗アラビア語変種群 例えばエジプトでは「アミーヤ」と「H」正則アラビア語であるフスハー（古典語）

「カタルーニャ社会言語学派」は、ファーガソンのいうダイグロシアの関係性を、自らがじかに触れている言語環境に当てはめ、上記の「L」をカタルーニャ語、「H」をスペイン語に見立てた。そして、ファーガソンがダイグロシアを構成する言語の社会的な機能の分化に焦点を当て、言語がうまく「棲み分けている」様子を示したのに対し、アラシルら

は、こうした状態は「棲み分け」といった固定的で安定し、均衡なものとして捉えるべきでないと考え、時間の推移を追えば、ダイグロシアを構成する成分の関係性が変動・変化することを強調した。その帰結として、低位変種が高位変種に吸収・同化されるか、低位変種が高位変種と対等な地位を得るかのどちらかに移行すると図式化した。そして、後者、すなわち、「L」（低位変種）が「H」（高位変種）と対等な状態に立つことを「言語正常化」と名付けた。

言語正常化が語られ始めた 1960 年代において、スペイン語から抑圧されていたカタルーニャ語が完全に言語正常化するには、換言すれば、「国家言語であるスペイン語と真に対等な地位」を獲得するには、カタルーニャ語がカタルーニャの地において、社会やそれを構成する人々における言語活動上の規範的立場をスペイン語から取って代わる必要性があり、そのためにはスペイン語が支配しているすべての社会的、さらには政治的制約を取り払わなければならない。すなわち、カタルーニャのスペインからの独立さえ射程とせざるを得ないのである。

本論では、この「言語正常化」ということばをひとつの足がかりとして、「コミュニケーションの正常化」について考えていきたい。

この議論を展開するに当たって、まず、「コミュニケーションの正常化」とは、「誰にとっての正常化」なのか、ということをも前提として考えておきたい。

本論で議論する「コミュニケーションの正常化」という視座は、カタルーニャの言語保全運動史の中で醸成されてきた、厳密な「言語正常化」の定義にとらわれることなく、広く、ことばをはじめとする「コミュニケーション手段の正常化」を捉えなおそうとするものである。換言すれば、カタルーニャ語復興運動の中で理論として公式化された言語正常化という概念を再検討することによって、筆者自身を含め、自分の身の回りにあるコミュニケーションをめぐる環境に実際的な検討を加えるために有効な方法論となるような概念を新たに構築することが本論の狙いである。

「正常化」されるべきことばを用いる対象には、次のようなものがある。まず、実体としてとらえやすいものとしては、以下の通りである。

- (1). 個人
- (2). 集落コミュニティ
- (3). 集落コミュニティと統括的な法的強制力をもつ政治権力（通常、国家）との間を取り持つ（地方）自治体、すなわち、市・町・村・区／県／州など
- (4). 領域全体を統帥する法的強制力をもつ政治権力（通常、国家）
- (5). 国家政治権力に介入、もしくはアドバイス可能な国際団体、そのうち、地域的なもの

の、例えばEU、欧州評議会（Council of Europe）等。

(6). 地球規模の国際団体、例えば国際連合、ユネスコ、等。

集落コミュニティ以下の対象は、基本的に効力を持つ領土的領域（ランド・テリトリー）を持つ。すなわち、領域性（テリトリアリティ）があると考えてよいだろう。

他方、「自己がもつコミュニケーション手段の正常化」を唱えうる超領域的団体（ほとんどの場合、先述の領域型公共団体に一定の規制・影響される限定的超領域団体）としては、ろう者コミュニティ、視覚障害者コミュニティ、難病者コミュニティ、高齢者コミュニティなど、「自らが『健常者というマジョリティ』だと思い込んでいる人たちが一般に『障害者』・『弱者』と呼んでいる人々が形成しているコミュニティ」や、大学など高等教育機関、マスコミ、文化団体、政党、企業、労働組合、産業団体、商業団体、さらには SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）をはじめとするインターネット上のコミュニティなどがある。

一方、実体がないにもかかわらず、それが観念として存在すると主張されたうえで、言語（そして多くの場合「領土的領域」）が結び付けられて考えられ、「コミュニケーションの正常化」の対象と化すことが多いと考えられる対象として、「民族」がある。

以上のように、「コミュニケーションの正常化」を考えると、後述する「正常化」の内容自体もさることながら、その正常化が「誰（何）を対象としているのか」、「誰（何）によって唱えられているか」によって様相は変わる。一変するといってもよいであろう。

こうした前提のもと、主にイベリア半島をフィールドとして、「コミュニケーションの正常化」を検討することを本稿の目的とする。

## 2. 「言語正常化」という発想——言語弾圧への抵抗から——

まず、「コミュニケーションの正常化」を考える足がかりとしての「言語正常化」を捕捉しておきたい。1975年、フランコが死に、立憲君主制のもと民政移管が果たされるにつれ、この言語正常化の流れはどう変わったのだろうか。

この当時の様子を知る文献として適当なものに、1979年刊、樺山紘一『カタロニアを見る眼』をあげることができよう。樺山は、カタルーニャの一地域である南モンセラトにおいて、言語生活を含む簡易な社会調査を行った結果として、次のように述べる。

南モンセラトには、カスティリャ語<sup>2</sup>とカタロニア語という、ふたつのことになった顔が存在しているのかもしれない。いっぽうをマクロで公式のスペインの顔、たほうを、カタロニアの民衆のほんとうの顔といいかえてよいかどうかは、むずかしい。ほんとうのところは、だれにもわかっていないようにみえる。

（樺山 1979 : 222 - 223）

彼の評価は、フランコのくびきが外され、「カタルーニャ語の、カタルーニャ語話者による、言語正常化」が、フェアな社会正義であることを信じて疑わなかった感の強い、「カタルーニャ社会言語学派」が先導する当時のバルセロナ周辺の社会情勢から一步身を引き、現在に連なる言語正常化への疑念を見通したものとして、評価してよいであろう。

ただし、こうした疑念は、「言語正常化」を標榜する運動を、「自己目的化と新たな言語弾圧の発生の端緒」として決め付ける極論のよりどころになっているも見逃してはならない。

こうした極論の論理構成は次のようなものである。「言語正常化」といった一方的な目的合理性を紐帯として組織化された運動は、それにぶら下がる構造を必然的に宿し、その内部で腐敗・墮落を生む。また、少数言語の保全運動に共感を持つ人々にとっては、その内部の細かな差異、異分子などは、「言語正常化」という究極の御旗からすれば「取るに足りないこと」と切り捨てる傾向を惹起しがちである。これが充進すると、運動体内部の多様性を排除・弾圧する傾向を帯びる。まさに同じことが、「言語正常化」を冠する一部のグループに起こりつつある、といった指摘がなされる。

### 3. 言語正常化への反運動

#### ——道義性・経済性・政治力学の混濁：結局「スペイン語」擁護運動として——

上記のような指摘を抛り所に、カタルーニャ地方以外で生まれた国内移民の一世・二世が「言語正常化」の害を訴えるとき、決まってしまうのは「われわれのスペイン語で教育を受ける権利が奪われている」ということである。「われわれの母語で教育を受ける権利」なら「言語正常化」の陥穽を突いた有意義な指摘だと思われるが、しかし、かれらが「スペイン語＝国家言語で教育を受ける権利」を訴えるとき、そこには非常に屈折し、時には「利用された」言語請求権<sup>3</sup>のあり方が見て取れる。

カタルーニャへの国内移民を出身地方別に見てみると、突出して多いのは、アンダルシア地方・エストレマドゥーラ地方・ガリシア地方出身者（以下、「アンダルシア出身者」のように記す）である。イベリア半島西部、ポルトガルに国境を接するこれら地方は、カタルーニャとは違い、ヨーロッパの中心から最も外れた、典型的周縁部（ペリフェリー）であり、経済学の立場で言えば、豊かさから最も遠い、地理的ハードシッパの高いところといえる。その代表的存在が、はるか西方の聖地サンティアゴ・デ・コンポステーラからさらに西の果ての大西洋に向かって、フィニステッラ、すなわち「地の果て」と名付けられた岬が突き出るガリシア地方であろう。

いうまでもなく、ガリシア地方でもともと話されていたのは、ポルトガル語に近縁のガ

リシア語である。

カタルーニャ語を弾圧した独裁者フランコは、まさにこのガリシア地方に生まれた。ガリシア地方北部の港町オ・フェロル（スペイン語でエル・フェロル）の職場に代々勤め上げるという形で、18世紀から連綿とスペイン海軍の下級官吏を務めてきた家庭の子として生まれたフランコの母語は何であろうか。いくら宮仕えをしている父親や祖父、そしてフランコ自身の「心情的母語」が国家語たるスペイン語であったとしても、客観的母語はガリシア語の強い影響を受けていても不思議ではない。これについて、その実態を明らかにする研究がある。それが、Salvador (1987=1992 : 169-180)である。フランコの演説を音声学的に分析したこの研究の中で、フランコが規範的スペイン語を話していると思いつているまさにその演説における発音は、随所にガリシア語の発音体系に引きずられた箇所<sup>4</sup>が見えることが明らかにされている。

ガリシア出身者でありながら、まるでユダヤ血脈出身の異端審問官が隠れユダヤ教徒を排斥するように、スペイン語以外のことばを排斥する後半生を送る、このフランコの複雑でアンビバレントな言語観、「フランコの言語アイデンティティ認識の二重性<sup>5</sup>」を、『われわれの母語＝スペイン語』で教育を受ける権利」を主張するバルセロナのガリシア出身者たちは、よりミクロな形で体现していると考えられる。

では、エストレマドゥーラ出身者と、アンダルシア出身者についてはどうだろうか。彼らについては、彼らの母語とされているスペイン語をカタルーニャでの教育言語として請求することには矛盾がないように見えるかもしれない。しかし、実は、彼らが日々話すスペイン語は一般的に、「(彼らにとっては母語ではない可能性のある)カタルーニャ人やバスク人の話すスペイン語より<おかしい>」ととらえられている。エストレマドゥーラ地方のことばや、アンダルシア地方のことばは、コセリウのいう、「<二次方言><sup>6</sup>話者」、すなわち、規範的なスペイン語にも、かといって、「(スペイン語が確立した後に分かれた<方言>」という決め付けから) <地域語><sup>7</sup>になることもできない、<不完全>なことばをしゃべっている人々と見られがちである<sup>8</sup>。そうした決め付けは、もちろんはじめは外部からの評価として定着するのだが、現在では、自分自身のことばに、曲がりなりにも「ガリシア語」との法的認知が進んでいることばを持つガリシア人以上に劣等感を抱く結果となっている。

宮岡伯人は、イヌイットの言語研究をもとに、ミクロな多様度の高い言語区域は、その言語の原初的揺籃を担った地域のひとつであることが多いとする<sup>9</sup>。実を言えば、エストレマドゥーラ地方にしても、アンダルシア地方にしても、<スペイン語分布地域>とされる土地としては、最も多様性が見られる地域のひとつで、地方内でも語彙・発音の変異が非

常に大きく、お互いに通じ合うのでさえ一苦勞といった言語環境なのである。しかし、そういったミクロな多様性は、先に挙げた一面的な劣等感で包み込まれ放擲されてしまっている。こうした社会的な先入観と化しているスペイン言語学史上の決め付けは、いかなる背景で生まれたものであろうか。

第一に、これらの地方が、非常に遅れた地域との烙印を押されていたことがある。スペイン南部は、現在でこそ経済後進地域で、観光業以外に目立った産業がなく、シエスタに代表される怠惰な悪習が社会全体を覆っている、といったイメージが一般的で、「国内南北問題」ということばとともにお荷物のように扱われているが、15世紀前半までは、イベリア半島の文化的中心であった。古くは、フェニキア文化・ギリシア文化が根をおろし、長じてイスラームがイベリア半島を支配すると、その行政上の中心は常にアンダルシアに置かれた。その間、無論、為政者たちはアラビア語の変種を話していたが、ユダヤ人をも含む多くの「先住民」たちは、主にイベロ＝ロマンス語の変種群を話していたのである。

一方で、まさにアンダルシア出身のネブリハ<sup>10</sup>が、北のキリスト教連合王国、カスティーリャとアラゴンのことばのうち、当時の趨勢として王室で使われる機会の多かったカスティーリャ地方のことばを（ラテン語等古典語を習得・研究するための）古典文法に倣って記述したことによって、「北のことば」に比重が置かれる形でカスティーリャ語、長じてスペイン語がスペイン全体のことばとして規範化の歩みを踏み出すこととなった。こうしてみるとあきらかなように、コセリウのいう＜二次方言＞の得がたい好例として、アンダルシア地方やエストレマドゥーラ地方に過去分布した、モラサベ<sup>11</sup>とかラディーノ<sup>12</sup>とかいう名称で呼ばれるイベロ＝ロマンス語変種群を、「スペイン語成熟後の新しい方言」と科学的に証明するには、これらのことばがあまりにも古すぎるのである<sup>13</sup>。結局のところ、中世から近世初期にかけ、イベリア半島の北に位置したキリスト教国が行動原理とした、「イスラーム勢力からの失地回復運動であるレコンキスタの主体であるキリスト教徒＝善・文明的、イスラーム教徒・ユダヤ教徒＝悪・野蛮、従ってその軛に抑えられていたモサラベも野蛮で、文明化の対象」という、歴史学では200年も前に否定されている構図を、スペイン言語学はいまだに踏襲しているのである<sup>14</sup>。歴史学にしてみても、スペインにおけるムスリムと共存したモサラベたちの文化的特質は認めながら、その一方で、スペイン言語学に足もとをすくわれる形でアンダルシア地方の言語の様態を「独自」のものでなく（北方のカスティーリャ語に）「従属」するものと決め込んでしまっている。

他方、レコンキスタを早くから完成し、ムスリムから奪った都市であるリスボンを14世紀の段階で首都とした（アンダルシア地方やエストレマドゥーラ地方と直結する）ポルトガル王国のポルトガル語が、西部イベロ＝ロマンス語揺籃の地の一つであるポルトガル北

部地方およびガリシアのことばとは一線を画した言語学的特徴を帯びつつ、ポルトガル語として規範化され、ついには、南（リスボン）から北（特にドウロ川以北）に言語学的影響が及ぶようになった事実は、上記の反証となる。

#### 4. 多様な「コミュニケーションの正常化」のあり方

1997年7月、ピレネー山脈南麓のウエスカで、「虐げられた言語と正常化」というテーマで、世界的にみても最も早い時期（1964年）から少数言語保全運動の活動している団体である「虐げられた言語・文化保全国際協会」（AIDLICM: *Association Internationale pour la Défense des Langues et Cultures Menacées*）の第18回大会が行われた<sup>15</sup>。

なぜここで「正常化」を問う大会がもたれたか、それを考えるには、アラゴン自治州の言語状況を見なければならない。

アラゴン自治州は、スペインとフランスとの国境をなすピレネー山脈南麓、スペイン側の中部内陸を北縁とし、ピレネーに端を発するエブロ川の中流部流域を占める、スペイン王国を構成する一自治州である。東にスペイン・カタルーニャ自治州、西にスペイン・ナバラ自治州、ピレネーをはさんで北にフランス・ミディ＝ピレネー地方に接する。自治州内の言語に関しては、近代以降は全土にわたってスペイン語が通用するほか、ピレネー山脈南麓一帯ではアラゴン語が、東縁のカタルーニャ自治州と接する地域ではカタルーニャ語が、中世以来話されている<sup>16</sup>。いわば、言語のマイクロコスモス、といった言語状況にある。アラゴン自治州の言語状況をさらに複雑にしているのは、「アラゴン」の名を冠するアラゴン語の話者人口よりも、州内のカタルーニャ語人口の方が多きことである。すなわち、「アラゴンで話される少数言語はアラゴン語」と言い切ることは不可能で、「自治州名＝自治州の言語特徴の代表」というカタルーニャ・バスク・ガリシア各自治州で見られる自治州と州公用語の単純な対応関係は成り立たない。

それでは、アラゴン州の言語状況にとって、どういった言語状況が「正常」といえるのだろうか。

まず、アラゴン語に限っていえば、ピレネー南麓に分布するアラゴン語についての言語学的調査は、19世紀以来、まずフランス人言語学者サロイアンディ<sup>17</sup> 続いて、主にドイツ語圏のロマニスト、例えば、ロルフス<sup>18</sup> やクーン<sup>19</sup> などによって、連綿と続けられてきた。彼らは総じて、ピレネー＝アラゴンのことばは、中世まで広くアラゴン地方や東隣のナバラ地方で話されていたロマンス系言語の一つ、アラゴン語を受け継ぐものだと論じ、外部のこうした断定が、「谷ごとにことばが違っている」という認識だったピレネー南麓の谷々の住民に、言語学的一体性を持ったアイデンティティをもたらした（押し付けた）。そして

その代わりに、(アラゴン北東端がピレネー山脈最高峰であるアネト山で接する) カタルーニャ州のアラン谷のように、谷ごとのこじんまりした言語アイデンティティを持つことという、選択肢を選ぶことを著しく阻害したのである。

一方、20世紀後半、フランコの治下においては、上述のピレネー＝アラゴンの言語研究はスペインの方言学者アルバル<sup>20</sup>によって統率された。彼の立場は、上記の外国人言語学者の研究を継承する一方で、谷々の言語多様性は中世以降支配的な規範言語であったスペイン語との接触とその受容の度合いに左右されているとして、それらを「アラゴン語の後裔」とするには不適切で、すでにスペイン語内部の言語多様性を傍証する周辺の事例として取り上げるべきであるというものであった。しかも、この論理を前述のアンダルシア〈方言〉の事例を持ち出して補強している。その手法は、〈アンダルシア方言〉はピレネー＝アラゴンのことばより規範的スペイン語と異なる形態を有す。そのアンダルシアのことばがスペイン語の〈方言〉であることはスペイン言語学の一致した見解なので、ピレネー＝アラゴンのことばがスペイン語の〈方言〉であることは明らかだ、とするものである。

こうした経緯の反省も込めて、「アラゴン語評議会」の中心メンバーであり、サラゴサ大学ウエスカ校教授フランチョ・ナゴーレ(1951年―)は、アラゴン語話者にとっての言語正常化の呼び水として、大会を主催したのである。ナゴーレの考えるアラゴン語の言語正常化とは、谷ごとの言語多様性を尊重しつつ、谷を超えた表現手段を用いたいときには、アラゴン語の正書法を使う、といった方向性がふさわしい、という考え方に従っている<sup>21</sup>。

## 5. 「言語正常化」から「コミュニケーションの正常化」へ

### ——だれがコミュニケーションの主役かをめぐる問い——

上述のとおり、スペインにおける「言語正常化」の取り組みが、自治州における州公用語の地位を獲得し、一定の「言語テリトリアリティ」を享受しているカタルーニャ語・バスク語・ガリシア語の3言語だけで片付くような単純な図式ではないことを、下表によって再確認しておきたい。



【表】「コミュニケーションの正常化」の諸相：そのイベリアにおける<sup>22</sup>代表的例（フランス領を含めないイベリア半島、およびスペイン・ポルトガル領となっているヨーロッパ域内島嶼部で、＜地域言語＞もしくは＜「バーナキュラー（土着の）」少数言語＞と認識、または主張されている例のみ）

誰が (どんな立場が)	・(主に) 何(誰)に 対して	何を 正常化しよう としている のか	問題点・備考
アストゥリアス語保全運動	・スペイン語	アストゥリアス語(バブレ)	・分布する、とされる区域の東/中央/西で、中性名詞の有無等、統語法に及ぶ重大な言語差異あり。
アラゴン語保全運動	・スペイン語	アラゴン語	・分布する、とされるピレネー南麓の谷々によって多様な言語差異。
アラゴン州東部のカタルーニャ語(チャパリアウ)保全運動	・スペイン語 ・カタルーニャ州の(規範)カタルーニャ語	カタルーニャ語(アラゴン州東部)	・カタルーニャ州のカタルーニャ語教育支援によって、西カタルーニャ語としての言語特性が希薄化する懸念。 ・こうした懸念を煽り、カタルーニャ州のカタルーニャ語と分断しカタルーニャ主義を減衰させるためだけに活動している団体もある。
アラン語保全運動	・スペイン語 ・フランス語 ・規範オック語	アラン語	・(規範)カタルーニャ語保全活動家との関係は良好。
アンダルシア語保全運動	・スペイン語	アンダルシア語	・言語多様性が非常に高く、このため、各言語様態それぞれに言語正常化運動が起こりうる。
アンドラのカタルーニャ語言語政策担当	・スペイン語 ・フランス語	カタルーニャ語(アンドラ)	・一般的に「国際社会が国家として認めている国家」で唯一、カタルーニャ語を国家公用語としている国家。ただし、観光業の発展とともに、民間セクターでのカタルーニャ語使用頻度の低下が問題視されている。
エストレマドゥーラ語保全運動	・スペイン語 ・規範ポルトガル語 ・レオン語 ・アストゥリアス語	エストレマドゥーラ語	・言語保全の複数の対象のうち、主なものがポルトガル国境地帯に位置する一般に「ファラ」と呼ばれている言語であり、スペイン語からの圧迫のほかに規範ポルトガル語との関係性が問題。
「真正カスティーリャ語」保全運動	・スペイン語	「真正カスティーリャ語」	・一般にスペイン語と呼ばれているものは、多様な複数の言語の人工的、不自然な糾合であるとの考え方に基づく。特に旧カスティーリャ・ビエハ地方中央部(バリャドリッド市)

			街地を除くバリャドリッド県、とりわけトルデシーリャス市、およびセゴビア県、アビラ県)に多い考え方。 ・ウナムノやオルテガが繰り返し主張した、スペインの脊椎であるべきカスティーリャは、実は空虚で非生産的な実体しか持たない、という言説に強く反発
カタルーニャ言語政策担当	・スペイン語	カタルーニャ語	・フランコ時代のスペイン語の押し付けには強く反発したものの、自らの内部の言語多様性については、過小評価する傾向が強い。
カタルーニャ手話コミュニティ	・音声言語話者全般 ・スペイン手話コミュニティ	カタルーニャ手話	
ガリシア言語政策担当	・スペイン語 ポルトガル語	ガリシア語	・「ガリシア=ポルトガル語」を一体のものとして扱う運動に対応
ゴメラ島の指笛保全運動	・口笛、指笛の類は音声言語たりえないという考えの人	カナリア諸島ゴメラ島のコミュニケーション手段としての指笛	・スペイン語学者M. アルバルはくスペイン語カナリア方言の下位方言>として扱っている。(Alvar 1996: 338)
スペイン言語政策担当	・英語 ・(まれに)フランス語	スペイン語	・映画における英語からの吹き替え(劇場・TV)
スペイン手話コミュニティ	・音声言語話者全般	スペイン手話	
ナバラ州のバスク語保全運動	・スペイン語 ・統一バスク語(エウスカラ・バトゥア)	バスク語(ナバラ州)	・バスク州に比べスペイン語の浸透が非常に激しい。 ・中世、バスク語分布域の中心で、レコンキスタ運動の出発点のひとつであったナバラ王国の原郷としての意識強く、このため彼らにとっては、少なくとも過去はバスク語圏の周縁部であったはずのギプスコアのことばが「統一バスク語」になっているのに抵抗感。
ミランダ語保全運動	・ポルトガル語 ・スペイン語 ・規範アストゥリアス語	ミランダ語	・アストゥリアス語およびレオン語の保全運動は、スペイン・ポルトガル国境を越えて言語連続体をなすと考えられているミランダ語の存在を際立たせる一方で、ミランダ語を自らの「方言」として押しとどめようとする傾向強い。

	・レオン語 保全活動家		
ムルシア語 保全運動	・スペイン語 ・カタルーニャ語 ・規範バレンシア語	ムルシア語	
メノルカ語 保全運動	・規範カタルーニャ語 ・スペイン語	メノルカ語 (バレアレス諸島語)	・一般的には「自分の島のことばは、バルセロナばかりか、マヨルカ島でも通じない」ということに誇りと自嘲が相半ばしている状況。
バスク語保 全運動	・スペイン語 ・(国境を越えて) フランス語	バスク語 (エウスカラ・バトゥア)	・エウスカラ・バトゥア（ひとつのバスク語＝統一バスク語）は、実際には、農村部では「カセリオ」と呼ばれる大家族ですむ集合住居ごと、海沿いは漁港ごとに分布する（相互通用性さえ低い場合も多い）非常に多様なバスク語群のうち、主にギプスコアのことばで標準語を作りあげ学校教育に付したものの。
バスク手話 コミュニテ ィ	・音声言語話者全般 ・スペイン手話コミュニティ	バスク手話	
バランコシ ュ語保全運 動	・ポルトガル語 ・スペイン語	ポルトガル南東部、アレンテージョ東部辺境のバランコシユ語	・外部からはいくら独特でも少なくとも5世紀以上の言語史的遡及ができないから（二次）方言という決め付け強い。
バレンシア 語 保全運動	・規範カタルーニャ語 ・スペイン語	バレンシア語	・カタルーニャ語保全運動との確執（カタルーニャ語言語政策者側の論理：＜バレンシア方言＞よりバルセロナのカタルーニャ語に大きく違うことばをはなすバレアレスの人々が一般に「カタルーニャ語」を話していると意識しているので、バレンシア「語」は成り立たない。）
ポルトガル 語（ポルトガ ルの）	・英語 ・スペイン語 ・ブラジルのポルトガル語	ポルトガルのポルトガル語	・「何に対して」であげた、各言語様態の映画館・テレビにおける映画、（ソープ）ドラマの浸透が激しく、言語変化に大きな影響を与えるにまでなっている。
ポルトガル 手話コミュニ ティ	・分裂状態にあるポルトガル手話体系	ポルトガル手話	・サラザール独裁体制下、禁圧状態にあったため、各手話コミュニティ間の手話体系分化が進行し、コミュニティ間の通用が困難となっている。

	・英国手話		
ポルトのポルトガル語保全運動	・規範ポルトガル語	ポルトのポルトガル語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスボンへの対抗意識。Puerto といった上昇二重母音の維持をリスボンのポルトガル語との違いとして明確化。</li> <li>・規範とされるリスボンやコインブラの音声体系とはかなりの差異があり、ポルトガル史のうえで自分たちのほうに正統性があるとの考えから、自らの正書法を提案している集団あり。しかし、ポルト発音は嘲笑の対象としてリスボンのコメディアンが用いている、といったものが一般のイメージである。</li> <li>・スペイン（北のことは＝規範言語、南のことは＝＜野卑＞）の裏返しの現象とも言える。</li> </ul>
ユダヤ＝スペイン語保全運動	・（ローマ＝カトリック信徒の話す）スペイン語	ユダヤ・スペイン語（ラディノー語）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スペイン国営放送（RNE5：中波およびインターネット）で番組枠が存在した。</li> <li>・過去のものか、現在のものか、という通時軸・共時軸が錯綜している（その意味でイスラエル建国前のヘブライ語が置かれていた状況に似る）。</li> <li>・「ユダヤ教徒のことは」であれば（もしくはキリスト教／ローマ・カトリック以外の宗教の信徒が話すことはならば）なんでも言語になるのか？それでは、例えば「ユダヤ＝カタルーニャ語」や「ポルトガル＝新キリスト教徒語」は存在してよいのかという問い。</li> </ul>
ラーボ・デ・ペイシェ語保全運動	・規範ポルトガル語	ラーボ・デ・ペイシェ語（アソーレス諸島サンミゲル島北西部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初等教育普及が先決問題との考え方強い</li> <li>・＜いくら独特でも少なくとも5世紀以上の言語史的遡及ができないから、歴史言語学・比較言語学的価値低く、（二次）方言＞という決め付け強い。</li> </ul>
リバゴルサ語保全運動	・スペイン語 ・カタルーニャ語 ・アラゴン語		<ul style="list-style-type: none"> <li>・アラゴン州北東端の一带。カタルーニャ語とアラゴン語とスペイン語が＜混交している＞との了解から、各言語の言語領域の草刈場となっている。一方、語彙などに、村々に共通した一貫性が見え、それを言語アイデンティティとする考え方がある。</li> </ul>
レオン語保全運動	・スペイン語 ・アストゥリアス語 ・ポルトガル語	レオン語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アストゥリアス語保全運動との連携の認否が問題となっている。</li> <li>・分布域がポルトガル国境沿い（一部ポルトガル国境内）に点在する形でかろうじて存続しており、各々の飛び地を貫く言語一体性を追求可能か問題視する立場もある。</li> </ul>

以上、イベリア半島およびスペイン・ポルトガルの島嶼部に存在するコミュニケーション

ンの正常化の対象を列挙した。しかし、上記は、あくまで、ある程度領域性・地域性をもった言語のうちの代表的な例であり、例えば、優れた多様性を持つバスク語の言語様態（言語変種）それぞれの正常化もしくは言語保全への取り組み・試行を列挙するだけで数は倍増する。また、都市における移民（域外移民のみならず、これまで見たように半島内移民やロマなど＜伝統的＞移動民も含まれる）を含めた正常化の試行をあげれば、本論の分量を大きく超えるであろう。

上記で見たような多様で、輻輳し、重なりあう「正常化」の大・中・小取り混ざった言語保全の意識を、うまく整理し、「言語共存」を図る方策ははたして存在するのであるか。

カタルーニャ語について述べたように、いわゆる＜地域語＞の地位を持つ言語においては、保全活動家だけでなく「言語政策担当者」が存在する言語の関係者の中にも「強制しないことには、早晩、国家言語に包摂される」という強迫観念に駆り立てられている場合が多い。こうした危機感を煽る議論において、国家言語に対しては、「正常化」の原則を楯にその権利を強硬に主張する傾向が見られる一方で、強硬な主張を推し進めるには「コミュニティ内の一糸乱れぬ結束が必要である」という思考に陥りやすい。こうした中、コミュニティ内の異分子、変異については、存在自体を無視するか、同化を強制し、コミュニティの外に排除、追放するケースも見られる。

すなわち、＜地域語＞存続という大義を成就するには、「わがままは許されない」という論理がまかり通る。「わがままは許されない」とは、とりもなおさず「マイノリティの中のマイノリティが手に入れるべき権利は捨象されてよい」ということになる。

一度たりともマイノリティの状態に置かれた人々は、身の回りにあるマイノリティ状況に敏感であることが十分予想される。しかし、マイノリティの中の多数派がその存在を主張するとき、これまで見てきたように、

- ・自分のコミュニティの中に存在するマイノリティに気をとられていては運動の力が分散してしまう。
- ・マイノリティの中の多数派に対し権利請願する少数派は、結局、巨大な敵であるマジョリティから差し向けられた反動分子であり、実は、迎え撃つ敵の別働隊に他ならない。
- ・結局、権利を勝ち取るためには一枚岩の運動をせざるを得ない。

といった、古めかしい権力闘争論に収斂してしまうのである。これを言語保全運動の帰結点としてあきらめるのが、正当だろうか。

こうした問題を解決する処方箋として近年注目されているのが、「公共圏」という考え方の、言語への応用である。「言語をめぐる公共圏」には、2タイプの「公共圏」を念頭に置く必要がある。第一に、「言語の公共圏」、すなわち、ひとつの言語集団が持つ社会的・人

的ネットワークを示す公共圏、第二に、「言語使用の公共圏」すなわち、複数の言語が混在する場で、そうした言語群を使う人間および人間集団のネットワークを示す公共圏である。この 2 種類の「言語をめぐる公共圏」を図式化することによって、言語アイデンティティのぶつかり合いをあらかじめ想定し、これを回避または軽減する言語政策・言語計画を策定し、対立ではなく対話などの手法を通じて複数の「言語をめぐる公共圏」が存在する場を認め合う方向性を示せば、確かに「言語共存」に向け、一定の解決策を示唆すると思われる。

しかし、「言語の公共圏」を設定するとき、そこにはまだ依然として解決困難な問題が横たわる。それは「何を、そして誰を公共圏の構成分子に入れるか」という問題である。例えば、「カタルーニャ語の公共圏」の範囲について考えてみると、「バレンシア語保全運動家」に対して、カタルーニャ語保全運動家は、「カタルーニャ語は<バレンシア方言>を内蔵してこそ、確固たる広がりを持ち、大言語と匹敵する体裁を持ちえる」という立場を譲らないであろう。このように、「言語の公共圏」を想定しようとしても、そのはじめの段階で各言語保全運動体・活動家の事情やプライドを乗り越えられることができず衝突が起こる場合が予想される。そのような局面に至っても言語共存を図る手段として、言語の中には「公共圏を持つには欠格の<方言>があるべき」と決め付けるのではなく、ある言語の内側、内部に完全な体系を有する言語が内在する、という事実を認める、「言語内言語」という考え方が有用ではないか、と考える。すなわち、「カタルーニャ語の公共圏」のなかに「バレンシア語の公共圏」が内在しつつ共存する、という構図である。

それこそが、人間ひとりひとりが自分の日々使用する複数のことばそれぞれを自分のものとして認識し、自信を持って所有すること、すなわち、「ことばの再身体化に基づく自己のコミュニケーション環境<sup>23</sup>の正常化」につながると考えている。

## 6. CEFR の弱小少数言語保全への適用可能性に向けて

ここまで、イベリア半島における「言語マイノリティ」の多様性とその複層的な関係性について考察した。こうした作業によって、大言語の陰にかくれている弱小少数言語の輪郭が見えるようにはなる。しかし、こうした弱小少数言語の保全・継承に向けた具体的施策は依然として大きな課題として横たわっている。

本論を終えるに当たって、この課題に対応するひとつの方策を挙げておきたい。それが、欧州評議会（審議会）が策定している CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）の少数言語保全への応用である。CEFR は、現状では「ヨーロッパで話されている国家言語」が主な対象となっており、これまで各国教育制度においてまちまちであった言語能力の評価について

て、一定の枠組みとして機能することが期待されている。ヨーロッパでは、EU（欧州連合）および欧州評議会が核となって多言語主義を標榜している（現実には“多国語主義”どまり）が、そのヨーロッパの多言語主義を構成している各国家言語群の能力評価制度に一定の方向性とクオリティを担保した上で平準化し、互いに基準が明快なものにしてヨーロッパ市民の言語習得意欲を向上させようとする方策である。EU がシェンゲン条約のもと、原則として域内の人とモノの流れを自由に行っている中、それを構成する国家ごとが別々の言語教育政策を取ることが域内国境を越えた人の流れの現状にそぐわなくなっている今日のヨーロッパにうまく対応した施策として近年注目を浴びている。

この CEFR の特徴としては、

- (1)（フランス語・ドイツ語など言語教育が進んだ言語で実践的に得られたデータに基づき体系的に編まれた）言語能力の評価基準を他の言語に適用できる普遍的「枠組み」として提供している点
- (2)上記の評価基準を用いて言語能力を吟味し、言語学習の進度に応じて継続的に評価・記載・管理してゆく（「言語ポートフォリオ」の利用）のは、言語学習者（話者）自身で、外部の言語テストを必要としない点
- (3)評価結果を公表し、言語能力を表明するアイテムとして「言語履歴書」・「言語パスポート」制度を構想している点を挙げる事が出来る。

CEFR における(2)および(3)の方針は、ヨーロッパ周縁部に在住する若年労働力の間でますます顕著になっている「L2（第二言語）として英語をマスターすれば十分」という学習言語選択傾向の目先を代え、フランスやドイツなど大陸側の主要国での雇用機会を得るための言語スキルとしてそれぞれの国家言語（公用語）を学習するインセンティブを与える効果が期待できるであろう。

一方、少数言語保全運動の側でも、この CEFR の制度に注目している。例えば、2006 年 4 月末に、ブリュッセルの EU 委員会教育・文化総局（Directorate General for Education and Culture）が直接少数言語保全活動団体の代表を招集するという画期的な形で、「教育制度枠組みの中の地域・少数言語」*Regional and Minority Languages in Education Systems* と名づけられた集会が開催されたが、その中の重要なテーマは CEFR の少数言語への導入であった。

それから一年後には、CEFR を策定した当の欧州評議会内においても、2007 年 6 月 30 日 - 7 月 1 日にストラスブールで行われた欧州地方自治体会議（CLRAE）<sup>24</sup>第 14 回本会議の中で、同じく欧州評議会が策定し加盟各国の調印・批准を勧めている「地域言語または少数言語のための欧州憲章（ECRML）」の理念に基づき、CEFR を、少数言語保全に向けた言語教育に活用すべきであるという勧告第 222 号<sup>25</sup>が出された。この勧告は、それまで実質上「国家言語」のみを対象としていた CEFR を少数言語に拡大すべきであると、当事者である欧州評議会の主要組織が直接表明したものであり、欧州の少数言語政策と言語教育政策

の合致をめざした第一歩として評価できるであろう。

CEFR の少数言語、特に弱小の少数言語保全政策との親和性を考えてみると、

(1)CEFR は言語テストを要さないで、言語テストを作成し実施するマンパワーがない場合でも、当該言語の「ポートフォリオ」を話者、学習者が利用可能なものとして整え、提供する作業ができれば運用可能である。

(2) 「言語履歴書」・「言語パスポート」によって、少数言語の話者、もしくは少数言語を学習していることを公表し、それに誇りを持つ機会を提供することができる。

の点を挙げるができる。

今後、イベリア半島でも、自治州における公用語の地位を獲得し、すでに話者、言語学習者に対する一定の言語能力評価制度が存在し、公務員選考などにも利用されているカタルーニャ語・バスク語・ガリシア語のような言語以外の弱小少数言語の間でも、CEFR の枠組みを利用して言語保全を図ろうとする言語マイノリティが増えると思われる。それ自体は、農村地域での極端な過疎化が進む状況の中、地元の話者だけでなく、関心を持つ都市の人々を言語継承に巻き込まないと成り立たない弱小少数言語の保全に益するだろう。

しかし、その際、ここまで述べたように、豊富な言語多様性が同居しているイベリア半島の少数言語のすくなくならずで、再び「言語正常化」や「正書法の確定」の名のもとに言語集団の主流派が一方的な規範化に走る可能性が十分にあり得る。弱小の少数言語の保全において、CEFR に限らず、言語能力評価や言語教育に関する既成の仕組みを導入する際には、複数のつづりや発音に寛容な前提を組み入れる、言語内部の多様性を理解していることをその言語の言語能力の一部として評価対象にするなど、少数言語集団の中の多様性についてあらかじめ担保するような仕組みを合わせて組み込む必要があるだろう。こうした配慮は、ただでさえ少なくなった話者集団間に無用な反目を生まないための少数言語保全運動における作法であるのと同時に、今日、これらの言語に対して外部から関心を持たれる大きな理由の一つが、ミクロな多様性を保持していることに他ならないからである。

本稿は、(1) 1997年7月 AIDLICM: Association International e pour la Défense des Langues et Cultures Menacées XVIII Congrès: Luengas menazatas y normalización (国際危機言語文化学会第18回大会「危機言語と正常化」)における単独発表 ‘Luengas minoritarias d’o Chapón’ (「日本の少数言語」)、(2) 2007年7月、日本国際文化学会・第6回全国大会・セッションC「国際化時代の言語問題と言語教育」における単独発表「ヨーロッパにおける少数言語保全運動と CEFR [欧州言語共通参照枠]」、(3) 2009年3月、神戸大学国際文化学部異文化研究交流センター(IReC)研究プロジェクト主催セミナー『言語多様性の消滅と保存』における単独発表「スペイン・ポルトガルにおける少数言語保全——言語多様性保全のジレンマとその超克——」の成果をまとめたものである。各発表において貴重なコメントを賜った方々に謝意を記す。



## 主要参考文献

- 泉井久之助 (1968 年) 『ヨーロッパの言語』岩波書店。  
樺山紘一 (1979 年) 『カタロニアへの目』刀水書房。  
渋谷謙次郎・編(2005 年) 『欧州諸国の言語法——欧州統合と多言語主義——』  
寺尾智史 (2007 年 a) 「ミランダ語の成立——「単一言語国家」とされたポルトガルで認知された言語——」、『多言語社会研究会・年報』3 号。  
—— (2007 年 b) 「言語観の日欧比較文明論——“言語外言語”視座から見た“言語内言語”の可能性」、『比較文明』23。  
——(2008 年) 「弱小の少数言語・アラゴン語が問いかけるもの——生き残りの可能性とその意味をめぐって——、『社会言語学』VIII。  
中塚次郎 (1990 年) 「アラゴン主義」、『シリーズ世界史への問い・8 歴史の中の地域』岩波書店 165-192。  
宮岡伯人(1987 年) 『エスキモー 極北の文化誌』岩波書店。
- Alvar, Manuel (1969) *Variedad y unidad del español*, Madrid: Prensa Española.  
--- [dir.] (1996) *Manual de dialectología hispánica: El Español de España*, Barcelona: Ariel.  
Alvarez Curriel, Francisco (1997) *Vocabulário popular andaluz*.  
Aracil, Lluís Vicent (1965) *Conflit lingüístic i normalització lingüística a Catalunya*, Nancy: Centre Universitari Europeu.  
Branchadell, Albert (1996) *La normalitat improbable*, Barcelona: Empúries.  
Catalan, D. (1989) *El español: Orígenes de su diversidad*, Madrid: Editorial Paraninfo.  
Coseriu, E. (1980) 'Historische Sprache und Dialekt', in J. Göschel et al. [ed.], *Dialekt und Dialektologie. Ergebnisse des Internationalen Symposions 'Zur Theorie des Dialekts'*, Wiesbaden, 106-122.  
Flaquer, Lluís (1996) *El Català, ¿llengua pública o privada ?*, Barcelona : Empúries.  
Ferguson, Charles (1959) 'Diglossia', *Word* 15, 325-340.  
Héraud, Guy (1966) *Peuples et Langues d'Europe*, Paris: Denöel.  
Huguet Canalís, Á. (2006) *Plurilingüismo y escuela en Aragón*, Instituto de Estudios Altoaragoneses (Diputación Provincial de Huesca).  
Iordan, Jorgu (1982=1962) *Intrrodução à lingüística românica*, Lisboa: Fundação Calouste Gulbenkian.  
Jardón, Manuel (1993) *La «normalización lingüística», una anormalidad democrática: El caso gallego*, Madrid: Siglo XXI.  
Knörr, Henrike, Begoña Muruaga et al. (2003) *La normalización del uso del euskera*, Vitoria-Gasteiz: Fundación Fernando Buesa Blanco Fundazioa.  
Ninyoles, Rafael Lluís (1971) *Idioma i prejudici*, Palma de Mallorca: Moll.  
Mollà, Toni [ed.] (1998) *La política lingüística a la societat de la informació*, Alzira: Bromera.  
Montoya, Brauli (2006) *Normalització i estandardització*, Barcelona: Bromera.  
Nagore Laín, Francho (2001) *Os territorios lingüísticos en Aragón*, Zaragoza: Publicaciones del Rolde de Estudios Aragoneses.  
Nagore Laín, Francho/P. Puig [ed.](1999) *Luengas menazatas y normalización: Autas d'o XVIII Congreso*, Uesca/Huesca.  
Pérez Fernández, José Manuel (2006) *Estudios sobre el estatuto jurídico de las lenguas en España*, Barcelona: Atelier.  
Pradilla, Miquel Àngel (2004) *El laberint valencià. Apunts per a una sociolingüística del conflicte*, Benicarló: Onada.  
Rohlf, Gerhard (1988) 'Fabra chesa del Alto Aragón' in *Archivo de Filología Aragonesa*, XL (Contribuciones de G. Rohlf a la filología aragonesa), Zaragoza: Institución Fernando el Católico, 181-189.  
Salvador, Gregorio (1992=1986) 'La lengua de los discursos del General Franco' in

*Política lingüística y sentido común*, Madrid:Istmo, 169-180.  
Sotelo Blanco, Olegario (1991) *A emigración galega en Catalunya*, Santiago de Compostela.  
Terao, Satoshi (2008) 'Ecos de la lhéngua mirandesa an ne Japon', in *Tierra de Miranda, Revista do Centro de Estudos António Maria Mourinho*, 3, 80.

---

## 注

<sup>1</sup> ファーガソンが挙げた例においても、現代ギリシアにおける「L」とされている民衆語（ディモティキ）と「H」とされている古典語（カタレヴサ）の上下関係は揺れ動いており、

<sup>2</sup> 樺山は、現地に多かったアンダルシア移民を、「スペイン語」ならまだしも、「カスティ（一）リャ語」母語話者として決め付けているところに、限界があるとも言い得るが、1970年代後半という年代背景を加味すれば、インフォーマントも調査者も、「アンダルシアではカスティーリャ語が話されている」と信じて疑わないという「常識」を前提で調査が行われたことは致し方ないであろう。

<sup>3</sup> ことばを用いるすべての人間・コミュニティに潜在的に備わっている権利を「言語権」とすると、それらすべての権利が主張・履行されることは、倫理的に成り立つとしても、経済的、もしくは法的に実現不可能であると考えられる。こうした中、自己同一化したいと希求することばがある者は、自ら請求することによってはじめて、その言語使用をめぐる権利が設定されるという考え方。これは、従来からある「請求権」の考え方を土台に、「言語権」を捉えなおしたものである。こうした考え方に立脚すれば、いうまでもなく、自分のことばの独自性に無自覚・無頓着な者に対しては、言語使用をめぐる権利は「休眠状態」にある。これを「正しい」状態とみなすかどうか、また、「正しくない」として、当事者以外（コミュニティ外部の第三者）が当事者を「覚醒」させる（または「啓蒙」／「教育」する）ことは許せるのか、という問題が横たわる。

<sup>4</sup> 二重母音出現箇所の異同、子音の前の *-b-*, *-c-*, *-m(n)-*, *-p-* の消失・後続子音への同化など。

<sup>5</sup> フランコに限らず、ナポレオンや明治初期の薩長出身政治家のように、国家体制の視座からすれば濃厚な周縁性を出自として持つ人間が国家の中枢を担い、中央から周縁性を抑圧する例は多い。

<sup>6</sup> 「二次方言」の概念的説明は Coseriu (1980)。

<sup>7</sup> 本論では、国家よりひとつ下位の行政区分（スペインでは自治州）において、その行政区分を代表する公共団体の法律によって公用語として認められているものを〈地域語〉とする。

<sup>8</sup> 例えば、Alvarez Curriel (1997:14) は、「アンダールス（アンダルシア語またはアンダルシア方言）はカスティリャーノの劣悪な訛りだ」という考え方がアンダールスの評価への障碍になっていると指摘する。

<sup>9</sup> 宮岡伯人(1987:187-189)「分岐と原郷」

<sup>10</sup> Elio Antonio de Nebrija, 本名 Antonio Martínez de Cala y Xarana.1444年、現在のアンダルシア地方南西部レブリハ Lebrija（セビーリャ県）に生まれた。1492年に、スペイン女王イサベルに *Gramática de la lengua castellana* 『カスティーリャ文法』を奉じた。当時ヨーロッパで話されていた言語に関するはじめての体系的文法書として重要。また、その序文に書かれた「疑う余地なき結論として、言語は帝国の朋友である」という表現は、規範言語がその後の帝国主義と不可分一体のセットで流布されるさまを見通した言説として注目されている。

---

<sup>11</sup> スペイン語表記で Mozárabe. イスラーム王朝の治下にあったイベリア半島南部で暮らしていたキリスト教徒によって話され、一部アラビア文字(すなわち母音が表記されない)で書かれた。一方、イスラームでありながら言語的にロマンス系言語を話す話者も過去存在した。このうち、国土回復運動の完成後もスペインに残存したイスラームの話したことばはムデハル Mudéjar 語やモリスコ Morisco 語と呼ばれる。

<sup>12</sup> スペイン語表記で Ladino. イベリア半島に居住する(スファラディ系)ユダヤ教徒によって話され、一部ヘブライ文字(すなわち母音が表記されない)で書かれたロマンス系言語。話者は南部イスラーム国に多かったが、北部キリスト教国でも話された。国土回復運動・ユダヤ人に対する異端審問を経た現在も、主にディアスポラによってスペイン国外に居住するスファラディ子孫によって細々と話されている。ユダヤ=スペイン語とも呼ばれる。

<sup>13</sup> 一方、現在のアンダルシア<方言>(群)は、モサラベなどのことばとは直接関係なく、モサラベが北方のカスティーリャ語に完全に吸収された後に、カスティーリャ語、すなわちスペイン語が規範言語として力を持ち始めた16世紀以降(13世紀以降の北方からのキリスト教徒植民をその説の補強に使う場合も見られる)、カスティーリャ語から派生したものであるとのモデルを力説するスペイン人言語学者も、アルバル Alvar (1996)を含め多い。しかし、まさに、上記の著作において、モサラベの言語のアンダルシア<方言>における痕跡が述べられているなど、その論理は整合性を欠いている。

<sup>14</sup> この議論をすり抜ける論法として、11世紀以降、西地中海におけるイスラーム王朝の「原理主義化」によって、それまでのズインミー(非イスラーム民)への寛容な態度が変容し、モサラベを圧迫するようになった。このため、モサラベの大半が北方キリスト教国に逃亡し北方キリスト教徒に包摂された、という説明がなされる。しかし、南方にどれだけのモサラベが残ったかは明確に示されておらず、また、北に逃亡したモサラベ多くが北方キリスト教国のレコンキスタ最前線に配置された事実からしても適当とはいえない。

<sup>15</sup> F. Nagore/P. Puig [Ed.](1999)はこの大会の大会報告書であり、発表者の論文集となっている。

<sup>16</sup> 中世以前(古代)には、その地名研究からバスク語の変種が話されていたと推定されている。

<sup>17</sup> J. Saroihandy (1867–1932). フランスの言語地理学者。

<sup>18</sup> G. Rohlf's (1892–1986). ドイツの言語地理学者。

<sup>19</sup> A. Kuhn (1902–1968). ドイツの言語地理学者。主著に「Der hocharagonesische Dialekt»; *Revue de Linguistique Romane*, XI, 1935, pp. 1-312 (Leipzig, 1936)

<sup>20</sup> M. Alvar (1923–2001) .スペインの言語地理学者。言語多様性を研究したが、王立スペイン語アカデミーの会長を務めるなど、規範スペイン語の番人としての一面も持つ。参考文献参照。

<sup>21</sup> 筆者は、2006年5月に、アラゴン州北部、ピレネー・アラゴンの中心都市ウエスカにある、大会の主催者であった、アラゴン語評議会を訪ねた。その際、筆者の他にミュンヘン大学(リュートビッヒ・マクシミリアン大学)の言語学教室に所属する大学院生で、アラゴン州都サラゴサに居を構えながら、ピレネーのアラゴン語が残るとされる村々を回っている訪問者がいた。彼は、自分があらかじめ録音しておいた住民の発音を聞かせて、「アラゴン語っぽいか?・スペイン語っぽいか?」「洗練されているか?・田舎っぽいか?」とたずねるアンケート、さらには、ピレネーの各谷で、変化する語彙のどれが、自分にとって一番ふさわしい形かを訊ねており(例えば、アンケート項目の第一項は、規範スペイン語では el となる、男性定冠詞について、lo/o/ro のどれがよいかを訊ねるといったもの)、実際評議会でもメンバーをインフォーマントとしてこう

---

した作業を行っていた。かかるアンケートをするにあたっての、依頼文は以下の通りである。「アラゴン語の公用語化の可能性を考えるうえで、公用語建設において、どの選択肢があなたの立場を代弁しますか？」彼は、アラゴン語母語話者でも、アラゴン州出身者もしくはその子孫でもないにもかかわらず、この調査票によって、「公用語化するには、多数決でアラゴン語の多様性をひとつに糾合せねばならない」、という、彼の思い込む「アラゴン語正常化」の方向性を披瀝しているのである。しかも、彼は、「うちの言語学教室でフリウリ語（註：イタリア北部・アルプス南麓地域に話者を持つロマンス諸語の少数言語）をサポートしたときは、うまくいき、いまフリウリ語があるのは、われわれに負うところ大だ。なのに、アラゴンの人たちは、もともと非妥協的なうえ、こうしたアンケートに対しても概して非常に非協力的で、こんなことではアラゴン語の将来は危うい」と言う。今日においてこのような、未熟かつ調査者の主観に阿った言語観のもと、調査者の意図する正常化を打ち立てるために言語調査をする、といった例は、さすがに稀であろう。しかし、これまで行われた高地アラゴンにおける言語調査は、多かれ少なかれ調査者側の意図をとまなうものであった。

<sup>22</sup> 表であげた、イベリア半島における「正常化」の多様な方向性は、実際には多様な言語状況を有し、そのひとつひとつが運動として起こりうる可能性を持つ日本列島における今後の言語多様性保全に示唆を与えるものとする。問題は、イベリア半島に終始するものでは決してない。

<sup>23</sup> 「自己のコミュニケーション環境」とは、単一の母語をさすのではなく、複数の母語がある場合や、学習によって獲得したL2、L3などに、母語同様愛着を持つ、といったことを含めた、個人におけるコミュニケーション様態の総体のことである。]

<sup>24</sup> ヨーロッパにおける地方・地域レベルでの民主主義を代弁する欧州評議会の機関の一つ。「欧州評議会加盟国外相閣僚委員会」、「欧州評議会加盟国議員会議」、「欧州人権裁判所」、「事務局」に並ぶ欧州評議会の主要機関。

<sup>25</sup> Recommendation 222(2007).なお、CLRAEは、Congress of Local and Regional Authorities of the Council of Europe という正式名称が示すとおり、「ローカル自治体院」Chamber of Local Authorities と「地域院」Chamber of Regions の二院制議会であるが、勧告第222号は「地域院」で審議された。これは、本勧告の対象が、より「地域言語」に重心を置いている証左である。なお、勧告案はA. J. Mulder (オランダより選出) A. Temsamani (ベルギーより選出) の2地域院議員によって提出された。ヨーロッパの少数言語保全運動の中でCEFRの導入に最も積極的な西フリースラント語保全運動の中心的組織である西フリースラント語アカデミー (Fryske Akademy) のメンバーが運営の中心となっており、EU委員会教育・文化委員会が公的支援している「多言語主義と言語習得に関するメルカトル欧州調査センター」(Mercator European Research Centre on Multilingualism and Language Learning) によるヨーロッパ各国における調査報告がこの勧告案の土台になっている。